

記載要領等	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書
-------	--

《使用目的》

この届出書は、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 5 項各号に規定する届出書を期限内に提出することができなかった場合に、その事情の詳細を税務署長に届ける場合に使用してください。

「やむを得ない事由により常時従業者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書」又は「被設定者が特定農地所有適格法人に該当することとなった旨の届出書」を提出期限までに提出できなかった場合には、必ずこの届出書を提出してください。